

住宅を取得された方へ

～高崎税務署からのご案内～

住宅を新築又は取得した場合で、裏面「適用要件等」の全てを満たす場合には、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けることによって、居住した年分以後の各年分の所得税額から一定の金額を控除することができます。

この控除を受けるためには、住宅ローン控除額を計算の上、確定申告書等を作成し、裏面「確定申告書に添付すべき書類」を添付した確定申告書を税務署に提出する必要があります。

なお、確定申告会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、混雑状況によっては後日の来場をお願いする場合がありますので、①国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご利用又は②確定申告期間前（令和3年1月4日～2月15日）の来場をご検討ください。

① 「確定申告書等作成コーナー」の利用

パソコン・スマホから、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を使えば、ご自宅等で住宅ローン控除額の計算や確定申告書等の作成ができます！



確定申告書等作成コーナーのご利用方法は、リーフレット「自宅で確定申告書を作ろう！」をご覧ください。

作成の際は、裏面「確定申告書に添付すべき書類」のほか、「源泉徴収票」等の収入金額が分かる書類を手元にご用意してからご利用ください。

また、確定申告書等作成コーナーでは、住宅ローン控除のほか、医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税等）なども併せて計算できます。

各種控除に必要な書類は、国税庁ホームページ掲載の「令和2年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご確認ください。

② 確定申告期間前の来場

住宅ローン控除の申告は、比較的相談に時間を要する傾向にあります。

本年、高崎税務署においては、確定申告期間前の令和3年1月4日～2月15日（土日祝日を除く。）にも相談を受け付けます（相談会場：高崎税務署）。

ご自宅での確定申告書作成が困難な方は、比較的混雑しない上記期間中の来場をご検討ください。

相談の受付時間は、午前8時30分から午後4時まで（相談開始は午前9時）となっております。

相談会場にお越しの際は、裏面「確定申告書に添付すべき書類（2～5）」のほか、「源泉徴収票」等の収入金額が分かる書類をご持参ください。

また、当署の確定申告期間中（令和3年2月16日（火）～3月15日（月））の相談会場は、ビエント高崎となっております。（受付時間は、午前9時から午後4時まで）

住宅の新築等に係る住宅ローン控除の適用要件等チェックシート

○ 適用要件等 ※この控除を受ける年分ごとに判断します。

● 適用対象者		チェック欄
1	その年の12月31日(※)まで引き続き居住の用に供していること。 ※ 死亡した場合や災害により住宅を居住の用に供することができなくなった場合には、それぞれ死亡した日や災害により居住の用に供することができなくなった日	<input type="checkbox"/>
2	合計所得金額が3,000万円以下であること。	<input type="checkbox"/>
3	居住年及びその前後2年以内(令和2年4月1日以後に行う資産の譲渡については、居住年から3年後)の間に、居住用財産の譲渡所得の課税の特例などの特例を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>
● 対象となる住宅等		チェック欄
4	住宅の新築や購入をし、その新築等の日から6か月以内に居住の用に供すること。	<input type="checkbox"/>
5	住宅の床面積が50m ² 以上であり、そのうち2分の1以上が専ら自己の居住用であること。	<input type="checkbox"/>
6	住宅を2以上所有する場合には、主として居住の用に供する住宅であること。	<input type="checkbox"/>
7	購入時において自己と生計を一にし、購入後においても引き続き自己と生計を一にしている親族等から購入したものでないこと。	<input type="checkbox"/>
8	贈与により取得したものでないこと。	<input type="checkbox"/>
9	給与所得者が使用者などから使用人である地位に基づいて一般住宅又はその敷地となる土地を時価の2分の1未満の価額で取得していないこと。	<input type="checkbox"/>
● 対象となる借入金等		チェック欄
10	住宅の新築等に係る借入金等のうち次の要件の全てを満たす借入金等を有すること。 ① 償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済される借入金等であること。 ② 一定の借入先(金融機関など)からの借入金等であること。 ③ 無利息又は著しく低い利息(年利0.2%未満)である一定の借入金等に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>

○ 申告手続等

『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書』の所定の欄に必要事項を記載し、住宅借入金等特別控除額を計算の上、次の書類を添付して確定申告書を税務署に提出する必要があります。

● 確定申告書に添付すべき書類		入手先	チェック欄
共通	1 『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書』(※) ※ 確定申告書等作成コーナーで作成できます。	税務署	<input type="checkbox"/>
	2 『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』(原本)	借入先 (金融機関等)	<input type="checkbox"/>
	3 次の書類などで、①住宅(及び土地)を新築等したこと、②住宅(及び土地)の新築年月日又は購入年月日、③住宅(及び土地)の新築工事の請負代金又は購入の対価の額、④住宅の床面積が50m ² 以上であること、などを明らかにするもの ・住宅(及び土地)の登記事項証明書の原本 ※ 登記済権利証とは異なりますのでご注意ください。	法務局	<input type="checkbox"/>
該当する方のみ	3 住宅(及び土地)の売買契約書の写しや工事請負契約書の写し	不動産業者 建築業者	<input type="checkbox"/>
	4 【補助金等の交付を受ける場合のみチェックしてください。】 交付を受けた補助金等の額を証する書類	補助金等の交付元等	<input type="checkbox"/>
	5 【住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合のみチェックしてください。】 住宅取得等資金の贈与の特例に係る住宅取得等資金の額を証する書類の写し (預金通帳や贈与税申告書等の写し)	-	<input type="checkbox"/>

(注1) 土地を先行して取得した場合などで、上記書類のみではこの控除を受けるための要件が確認できないときは、上記のほか、一定の書類の添付が必要となる場合があります。

(注2) 取得した住宅が認定住宅(認定長期優良住宅又は低炭素住宅等)に該当する場合、上記のほか、一定の書類の添付が必要となります。

(注3) 取得した住宅が中古住宅である場合には、上記のほか、一定の書類の添付が必要となる場合があります。

ご不明な点がございましたら、高崎税務署 Tel.027-322-4711(代表)にお電話いただきますと、自動音声が流れますので、内容に応じて該当の番号を選択してください。

自宅で確定申告書を作ろう！

申告書作成から提出までの流れ

- ① 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
パソコン・スマホから、「作成コーナー」で検索。



スマートフォン等をご使用の方はこちら
ご利用ください。

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>

確定申告

検索

- ② 申告書を作成
画面の案内に従って
金額等を入力し、申告
書を作成。
詳しくは、次ページ
以降をチェック！

マイナンバーカード又は税務署
で発行されたID・パスワードをお持ちの方

- ③ 申告書を送信
作成した申告書等を送信
した後、提出が必要な書類を郵送等で提出。

上記以外の方

- ③ 申告書等を郵送
申告書等を印刷して、添付書類とあわせて郵送等で提出。

ご不明点は“ふたば”にご相談ください！

▶ 確定申告書等作成コーナーの操作又は税務相談などのお問合せ



パソコンはあまり得意じゃないんだよね。

自宅で申告書を作成中に、操作方法とか分からぬ場合はどうしよう？

自宅で申告書を作成中に、ちょっと申告に関して相談
したいんだけど、どこに聞けばいいかな？



作成コーナーの操作方法や申告に関するご質問は「税務
相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いた
だければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えし
ます。



スマホでの相談
はこちらから！

◇ お電話によるお問合せはこちら ◇

➤ 確定申告書等作成コーナーの操作方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

月曜日～金曜日 9:00～17:00 (休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、e-Taxホームページで最新情報をご確認ください。

上記のナビダイヤルをご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください。

間違い電話が多くなっておりますので、おかげ間違いのないようご注意願います。

➤ 申告内容などに関するお問合せ

高崎税務署 027-322-4711 (代表)

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声が流れますので相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

作成コーナー画面

操作案内

【ご注意】

- ・ 作成コーナー画面は、パソコン版の画面表示となっております。スマートフォンをご利用の場合は、一部画面表示が異なります。
- ・ 画面は開発中のものですので、実際の画面と異なる場合があります。
- ・ 以下の操作方法は、次の内容に該当する方を中心に説明いたします。
 - 令和2年中にローン（連帯債務を除く。）で新築マンションを取得された方
 - 収入が給与1か所のみで、年末調整済みの方

The screenshot shows the '確定申告書等作成コーナー' (Declaration Form Preparation Corner) page. At the top, there is a navigation bar with links for 'ホーム' (Home), '税の日記・手帳・用紙', '扶養控除', '扶養費', and 'お問い合わせ'. Below the navigation, there is a breadcrumb trail: 'ホーム > 税の日記・手帳・用紙 > 確定申告書等作成 > 所得税の確定申告'. The main content area is titled '個人の確定申告書等の作成' (Creation of individual declaration forms). A large red circle highlights the 'NEW 作成開始' button.

【1. 作成コーナーの表示】

ご自宅のパソコンから「確定申告書」で検索し、「所得税（確定申告書等作成コーナー）」リンクをクリックすると左記の画面が表示されますので、①のリンクをクリックしてください。

【2. 確定申告書の作成の開始】

②の「作成開始」ボタンをクリックしてください。

The screenshot shows the '確定申告書等作成コーナー' (Declaration Form Preparation Corner) page. In the center, there is a section titled '税務署への提出方法の選択' (Selection of submission method to the tax office). It displays three options: ① e-Taxで提出 マイナンバーカード方式 (e-Tax submission via My Number Card method), ② e-Taxで提出 ID・パスワード方式 (e-Tax submission via ID and Password method), and ③ 印刷して提出 (Print and submit).

【3. 税務署への提出方法の選択】

次の番号のうち、ご自身が該当する番号の提出方法をクリックしてください。

- ① マイナンバーカード及び IC カードリーダライタ (※) をお持ちの方

※ IC カードリーダライタの代わりに、マイナンバーカード対応のスマートフォンもご利用できます。

- ② 税務署で発行された ID・パスワード方式の届出完了通知をお持ちの方

- ③ 上記以外の方

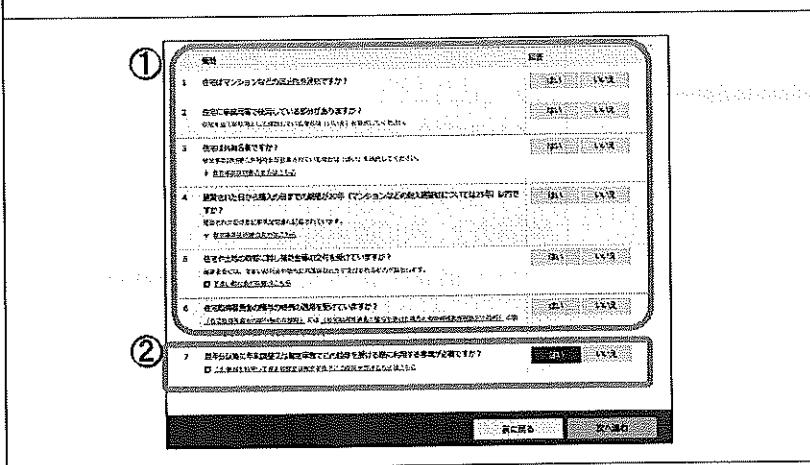
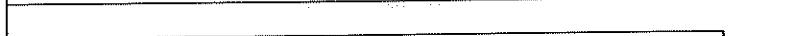
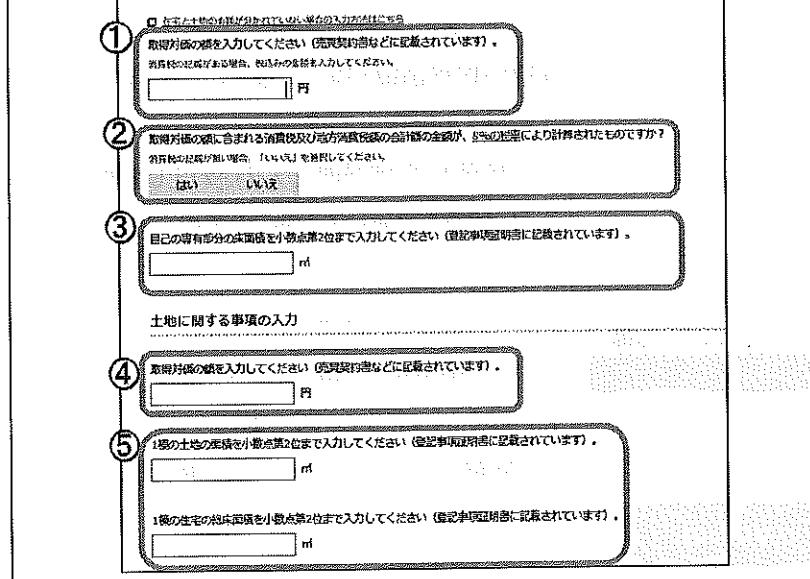
クリック後、選択した提出方法に応じた事前準備画面に遷移しますので、画面の案内に沿って準備をお願いします。

【4. 作成年分・税目の選択】

- ①の「作成開始」をクリックします。

遷移した次の画面では、②の生年月日を入力し、提出方法を選択の上、申告内容に関する質問に「はい」又は「いいえ」を選択して次に進みます。

The screenshot shows the '確定申告書等作成コーナー' (Declaration Form Preparation Corner) page. In the center, there is a large button labeled '作成開始' (Create Start) which is highlighted with a red circle. Below it, there is a detailed selection form for the tax year and items.

作成コーナー画面	操作案内
 <p>① (特定税改算等) 住宅借入金等特別控除</p> <p>② 入力する</p> <p>取扱形態等の入力</p> <p>住宅の取得形態等の選択 ご自分で選択できるものと異なってください。</p> <p>② ○ 住宅の新築又は土地付きの新築住宅を購入した ○ 住まいの新築などにより既存の住まいを購入して改めて住まいを始めた ○ 新築を購入した ○ 住宅の権利譲渡をした ○ 賃貸などよりも自ら住まいを保有しなくなった後、再び住まいに戻した ○ 賃貸物件が決算している</p> <p>証書を受けた方へ 以下のいずれかに該当する方は、上段の選択は不要です。</p> <p>○ 既住の戸別で既に住宅が平成16年1月1日以後に火災により、居住の用に供することができなくなった ○ 災害大震災により居住の戸別で既に住宅に住まなくなった</p>	<p>【5-1. 住宅借入金等特別控除の入力】</p> <p>画面に沿って、収入・所得控除の入力が終わりましたら、「税額控除等の入力」まで画面を進めていただき、①の「入力する」をクリックします。</p> <p>②の「住宅の新築又は土地付きの新築住宅を購入した」にチェックを入れると、居住を開始した年月日を入力する欄が表示されるため、入力後、次に進みます。</p>
 <p>① 1 住宅の新築又は土地付きの新築住宅を購入した 2 在宅の新築等で既に既存の住まいを購入して改めて住まいを始めた 3 新築を購入した 4 住宅の権利譲渡をした 5 賃貸などよりも自ら住まいを保有しなくなった後、再び住まいに戻した 6 賃貸物件が決算している 7 既住の戸別で既に住宅が平成16年1月1日以後に火災により、居住の用に供することができなくなった 8 災害大震災により居住の戸別で既に住宅に住まなくなった</p> <p>② 前に戻る 次へ</p>	<p>【5-2. 住宅借入金等特別控除の入力】</p> <p>①の表示されている質問の内容を確認して、「はい」か「いいえ」を選択し、次に進みます。</p> <p>※ ②の質問は、「はい」を選択します。</p>
 <p>住宅に関する事項の入力</p> <p>① 取得対象の額を入力してください (売買契約書などに記載されています)。 消費税込の額をおさげてください。 [] 円</p> <p>② 取得対象の額に含まれる消費税及び市町村税の合計額の金額が、どの程度により計算されたものですか? 消費税込の額が割り切れない場合は、切り下げるか切り上げるかお選びください。 [はい] [いいえ]</p> <p>③ 自己の導入部分の床面積を小数点第2位まで入力してください (登記事項証明書に記載されています)。 [] m²</p> <p>土地に関する事項の入力</p> <p>④ 取得対象の額を入力してください (売買契約書などに記載されています)。 [] 円</p> <p>⑤ 土地の面積を小数点第2位まで入力してください (登記事項証明書に記載されています)。 [] m²</p> <p>1棟の生家の総床面積を小数点第2位まで入力してください (登記事項証明書に記載されています)。 [] m²</p>	<p>【5-3. 住宅借入金等特別控除の入力】</p> <p>①は、売買契約書等に記載された金額（消費税込）を入力します。追加の契約等がある場合には、それらの合計額を入力します。</p> <p>②は、売買契約書等の消費税の額を確認し選択します。</p> <p>③に入力カーソルを合わせると、登記事項証明書の見本が表示されるため、見本の該当箇所を入力します。</p> <p>④は、①と同様に売買契約書等に記載された金額を入力します。</p> <p>⑤は、③と同様に見本が表示されるため、見本の該当箇所を入力します。</p>
 <p>年末残高証明書の入力</p> <p>① 入力する</p> <p>年末残高証明書の入力</p> <p>年末残高証明書の入力</p> <p>1枚目</p> <p>年末残高証明書は複数枚ある場合は、何枚目を入力します?</p> <p>1枚目</p>	<p>【5-4. 住宅借入金等特別控除の入力】</p> <p>①をクリックし、表示された画面のうち、右に表示されている見本のとおり、②を入力します。</p> <p>年末残高証明書が複数枚ある場合は、③の「続けてもう1件入力」をクリックし、2枚目以降を入力します。入力が終わりましたら、③の「入力内容の確認」をクリックすると確認画面に遷移しますので、確認の上、次に進みます。</p>

作成コード一画面

適用する保険の選択		
適用を受けることのできる仕事の説明		
以下のすべてが該当する場合は、 いわゆる「就業」扱いと見なされます。その場合全く不適して就業可能でない状態と見なされません。		
① 就業人を申請する場合	② 被扶養者扶養責任者の場合	③ 被扶養者扶養者の方 被扶養者扶養責任者の方
扶養料金	扶養料金	扶養料金
月額額定 12ヶ月分	月額額定 12ヶ月分	月額額定 12ヶ月分
扶養料金額 1ヶ月分	扶養料金額 1ヶ月分	扶養料金額 1ヶ月分
扶養料金額 1ヶ月分	扶養料金額 1ヶ月分	扶養料金額 1ヶ月分
扶養料金を支給する場合は、下記の 扶養料金額を記入ください。 扶養料金額 1ヶ月分		
扶養料金を支給しない場合は、下記の 扶養料金額を記入ください。 扶養料金額 1ヶ月分		
扶養料金を支給する場合は、下記の 扶養料金額を記入ください。 扶養料金額 1ヶ月分		
扶養料金を支給しない場合は、下記の 扶養料金額を記入ください。 扶養料金額 1ヶ月分		

通常を受ける信託の選択

- ① 一般法人信託契約
- ② (財産信託契約書面) はもとより本契約に従事する信託契約書面
- ③ (財産信託契約書面) はもとより本契約に従事する信託契約書面

住民登録に関する事項の入力			
項目名	選択	チェック	
既に一日でも曾经に本所管外への転居とする住民の 登録登録の有無(有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> なし		
16歳未満の扶養親族の有無(有無)	あり	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	なし	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
既に登録された登録者、追加登録扶養親族の有無(有無)	あり	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	なし	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

受取方法の選択	<input checked="" type="checkbox"/> 配達先宛地番号、配達先近くの店舗で受け取ってください（お引き受けごとに名前と住所が記載されます。） <input type="checkbox"/> おうちと銀行両方での受け取り <input type="checkbox"/> おうちでの受け取り <input type="checkbox"/> おうちでの受け取り又はおうちと銀行両方での受け取り
住所・氏名等の入力	<input type="text"/> <small>郵便文書を発送する場合、必ず記入です。（マスク名等）を記入しておいてください。</small>

確定申告書等作成コーナー

ログイン
会員登録

よくある質問

Q.

税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

**e-Taxで提出
マイナンバーカード方式**

**e-Taxで提出
ID・パスワード方式**

印刷して提出

申告書等を送信して提出
添付書類は郵送等で提出

申告書等を印刷し、添付書類とともに郵送等で提出

操作案内

【5-5. 住宅借入金等特別控除の入力】

①から③のうち、適用する住宅借入金等特別控除の種類を確認し、画面下のチェック欄にチェックを入れて次に進むと、5-1～5-5まで入力した内容の確認画面が表示されますので確認の上、次に進みます。

※ ②及び③はいわゆる工コ住宅と呼ばれるもので、適用に当たっては①の書類のほか、追加書類の提出が必要となります。

【6. 住民税等】

その他適用する税額控除の入力が終わりましたら、次に進むと計算結果が表示されるため、確認の上、次に進みます。

さらに画面を進めると、住民税の徴収方法等の選択画面となるため、①を入力し、次に進みます。

次の画面では、還付金額の受取方法・申告される方の住所氏名等の入力となりますので、必要事項を入力してください。

なお、還付金額の受取方法は、②の「ゆうち
は銀行以外の銀行等への振込み」又は「ゆうち
は銀行への振込み」を選択してください。

※ 住所氏名等が既に入力されている場合、
入力内容の確認をお願いします。

【2. 作成した申告書の提出等】

【3. 税務署への提出方法の選択】で選択した提出方法により、申告書等を提出しますので、画面の案内に沿って、申告書等の提出をお願いします。

なお、必要に応じて控えを印刷し、保存してください。